

認可外保育施設指導監督基準自主点検表

(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

令和6年9月作成

※ この自主点検表は、令和6年10月以降開設の施設が県の立入調査までの間、保育の無償化に適した施設であるか確認するためのものです。

保育の無償化を受けるためには、指導監督基準のすべての項目を満たす必要があります。自主点検表において指導監督基準の項目を満たせない場合は、県の立入調査後に交付する【認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書】が交付されるまでの間、保育の無償化は受けられませんのでご注意ください。

※ 自主点検表は、認可外保育施設設置届とともにご提出ください。

※ 消えるボールペンや鉛筆の使用不可

施設名

設置者

管理者

点検日

年 月 日

点検者(氏名、職名)

電話番号

メールアドレス

事業開始(児童受入)予定日

年 月 日

月極登録児童(予定)数

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計

届出保育施設立入調査に係る自主点検表
(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

新規施設用

※ 新規開設施設で、自主点検の時点で確認できない年2回の定期健康診断や定期的な避難訓練等の継続的な実施項目については、実施計画等が作成されていることで基準を満たしているものとします。また、保育日誌や児童の健康状態を記録した書類等、自主点検の時点で作成されていないものについては、様式が準備されていることで基準を満たしているものとします。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	自己チェック			指導監督基準を「満たしていない」と判断する基準	調査時に確認する 主な資料
			満たす	満たさない	該当なし		
1 保 育 に 従 事 す る 者 の 数 及 び 資 格	【保育に従事する者の数】 ・保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下 ・家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児5人以下	乳幼児の人数は保育することができる数以内ですか。 ①保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の人数	☐	☐	—	乳幼児数が3人を超えている。	【保育従事者数】 ・出勤簿 (タイムカード、電子出勤簿など)
		②保育に従事する者が家庭的保育補助者とともに保育している乳幼児の人数	☐	☐	—	乳幼児数が5人を超えている。	【乳幼児数】 ・利用児童の名簿 ・利用児童の出席簿 ・利用契約書
	【保育に従事する者の有資格者の数】 《有資格者の考え方》 有資格者は、保育士又は看護師(准看護師を含む。以下同じ。)の資格を有する者をいう。 幼稚園教諭のみ有している者は資格者に含まない。	保育に従事する者のうち、1人以上は、有資格者、又は都道府県知事・指定都市市長・中核市市長(以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村、その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者ですか。	☐	☐	—	有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を配置していない。	・保育士証等の資格証の写し ・職員名簿 ・保育士証等の資格証の写し ・施設案内(入園のしおりなど)
	【保育士の名称】	保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称での使用していませんか。	☐	☐	—	紛らわしい名称での使用が認められる。	
2 保 育 室 等 の 構 造、 施 設 及 び 面 積	【保育室等の面積等】 《家庭的保育事業等施設運営基準第22条 一部抜粋》 1 保育専用の部屋を設けること 2 保育室の必要面積 3人：9.9㎡ 3 衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有す 4 衛生的な調理設備及び便所の設置 5 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭 6 庭の必要面積 2歳以上 1人：3.3㎡ 7 火災報知器及び消火器の設置 8 消火訓練及び避難訓練の定期的な実施	家庭的保育事業等施設運営基準第22条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さですか。	☐	☐	—	乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保していない。	【施設規模】 ・施設の構造が分かる書類(平面図など) 【乳幼児数】 ・利用児童名簿、出勤簿、利用契約書
		調理設備は、当該施設内にあって専用のものですか。 又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できますか。 ※調理機能のみを有している場合 調理機能のみを有している場合にあって、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。	☐	☐	—	調理設備(施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能)がない。	・施設の構造が分かる書類(平面図など)
			☐	☐	—	調理設備が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。	
			☐	☐	—	区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。	
			☐	☐	—	衛生的な状態が保たれていない。	

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	自己チェック			指導監督基準を「満たしていない」と判断する基準	調査時に確認する 主な資料
			満たす	満たさない	該当なし		
2 保育室等の構造、施設及び面積	【保育室等の採光及び換気の確保、安全性の確保】	採光は確保されていますか。				窓等の採光に有効な開口部がない。	※目視、聞き取りにより確認
		建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。	☐	☐	—		
		換気は確保されていますか。				窓等の換気 to 有効な開口部がない。	
		建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気 to 有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。	☐	☐	—		
		乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていませんか。	☐	☐	—		
	【便所】 1 便所の手洗設備 ・便所と保育室及び調理室との区画 ・便所の安全な使用の確保	①便所用の手洗設備が設けられているだけではなく、衛生的に管理していますか。 ②便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものですか。 ③便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題はありますか。	☐	☐	—	便所用の手洗設備を設けていない。	・施設の構造が分かる書類（平面図など）
			☐	☐	—	手洗設備が不衛生（十分に清掃していない、石けんがないなど。）	
			☐	☐	—	便所を、保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画していない。	
			☐	☐	—	便所が不衛生（十分に清掃がしていない。）	
	2 便器の数	便器の数が、1以上ですか。 ※特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	☐	☐	—	便器が一つもない。	
3 非常災害に対する措置	《考え方》 保育室等が2階以上にある場合も、同様の基準となります。 1 消火用具の設置 消火用具＝消火器	消火用具を設置していますか。	☐	☐	—	消火用具がない又は消火用具の機能が失効している。	※目視、聞き取りにより確認
		職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っていますか。	☐	☐	—	消火用具の設置場所等について、周知していない。	
	2 非常口の設置	非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の非難に有効な位置に、適切に設置していますか。	☐	☐	—	適切な退避用経路がない。	・施設の構造が分かる書類（平面図など）

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	自己チェック			指導監督基準を「満たしていない」と判断する基準	調査時に確認する 主な資料
			満たす	満たさない	該当なし		
	3 非常災害に対する計画の策定	災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、保育施設の職員の役割分担等が記された計画を策定していますか。	☐	☐	—	計画を策定していない。	・消防計画 ・消防署への届出書
	4 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	訓練は、毎月定期的に行う体制を整備していますか。 また安全計画等で計画を策定していますか。	☐	☐	—	訓練を実施する体制を整備していない。	・避難訓練等の実施を記録した書類
	《訓練内容》 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とします。		☐	☐	—	訓練の計画を策定していない。	
5 保 育 内 容	【保育の内容】 ※保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえた適切な保育を行う必要があります。	乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫していますか。	☐	☐	—	左欄、調査内容の（A）～（C）の事項のうち、いずれかを満たしていない。	・保育計画（年間計画、月案、デイリープログラムなど） ・保育日誌
		<u>（A）：（a）～（d）</u> 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行していますか。					
		<u>（a）</u> カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されていますか。	☐	☐	—	デイリープログラム等を作成していない。	
		<u>（b）</u> 必要に応じ利用乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれていますか。	☐	☐	—	身体が汚れたときの処置が不適当。	
		<u>（c）</u> 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮していますか。	☐	☐	—	屋外遊戯の機会を適切に確保していない。（幼児）	
		<u>（d）</u> 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保していますか。	☐	☐	—	外気浴の機会を適切に確保していない。（乳児）	
		<u>（B）</u> 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていませんか。	☐	☐	—	テレビやビデオを見せ続けている。	
			☐	☐	—	一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的にかかわっていない。	
		<u>（C）</u> 必要な遊具、保育用品等が備えられていますか。 ※テレビは含まない。	☐	☐	—	遊具がない。	
			☐	☐	—	遊具につき、改善をする点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。	
		※必要な遊具、保育用品等 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居など	☐	☐	☐	大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。	

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	自己チェック			指導監督基準を 「満たしていない」 と判断する基準	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし		
5 保 育 内 容	【保育に従事する者の保育姿勢等】 ① 保育に従事する者の人間性と専門性の向上	乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢ですか。 特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められます。 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めていますか。	☐	☐	—	施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。	・研修の実施記録 ・研修に用いた資料 ・研修に参加した記録 （出張命令・復命、参加を証する書類など） ・苦情等の記録 ・虐待マニュアル
	② 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人権を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされていますか。	☐	☐	—	配慮に欠けている。 （例） ・しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 ・いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。 等 職員による乳幼児への不適切保育、虐待を防止するための取組みを行っていない。	
	③ 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられていますか。 ※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れがみられる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連携に努めること。	☐	☐	—	虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通報等が行われていない。 その体制が整備されていない。	・関係機関の連絡先を記録した書類 ※関係機関とは 消防署、病院、児童相談所など
	【保護者との連絡等】 ① 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡していますか。	☐	☐	—	可能な限り、保護者と密接な連絡をとることに心がけていない。	・連絡帳 ・保護者の連絡先を記録した書類 ・関係機関の連絡先を記録した書類
	② 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにしていますか。 ※消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	☐	☐	—	保護者の緊急連絡表を整備していない。	※関係機関とは 消防署、病院、児童相談所など
	③ 保育室の見学	保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応していますか。	☐	☐	—	保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	※目視、聞き取りにより確認

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	自己チェック			指導監督基準を 「満たしていない」 と判断する基準	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし		
6 給 食	【衛生管理の状況】 調理設備、調理、配膳、食器等 の適切な衛生管理 備えている設備を記入 	食器類やふきん、まな板、なべ等 は十分に殺菌したものを使用してい ますか。 また、哺乳ビンを使用すること によく洗い、滅菌していますか。	☐	☐	—	使用することによく洗っていない。 十分な殺菌並びに滅菌が行われてい ない。	※目視、聞き取り により確認
		・調理設備が清潔に保たれていま すか。	☐	☐	—	汚れている。残飯等が放置されてい る。	
		・調理方法が衛生的ですか。 ・配膳が衛生的ですか。	☐	☐	—	不適切な事項がある。	
		食事時、食器類や哺乳ビンは、乳 幼児や保育に従事する者の間で共用 されていませんか。	☐	☐	—	十分な消毒がなされずに共用されるこ とがある。	
		原材料、調理済み食品（持参によ る弁当、仕出し弁当、離乳食も含 む。）について腐敗、変色しないよ う冷凍又は冷蔵設備等を利用する等 適当な措置を講じていますか。	☐	☐	—	冷凍、冷蔵設備がない。 その他、食品の保存に関し、不適切な 事項がある。	
	【食事内容等の状況】 ① 乳幼児の年齢や発達、健康状 態（アレルギー疾患等を含む。） 等に配慮した食事内容	乳児の食事を幼児の食事と区別し て実施していますか。 健康状態（アレルギー疾患等を含 む。）等に配慮した食事内容です か。	☐	☐	—	配慮されていない。	・献立表 ・給食に関する記 録 （給食日誌など） ・保護者への給食 内容を連絡した書 類 （給食だよりな ど）
		<u>〔市販の弁当等の場合〕</u> 乳幼児に適した内容ですか。	☐	☐	—	配慮されていない。	
		乳児にミルクを与えた場合は、 げっぷをさせるなどの授乳後の処置 を行っていますか。 また、離乳食摂取後の乳児につい ても食事後の状況に注意を払ってい ますか。	☐	☐	☐	乳児に対する配慮が適切に行われてい ない。	
	② 献立に従った調理	食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏 まえ変化のある献立により、一定期 間の献立表を作成し、この献立に基 づき調理を行っていますか。	☐	☐	☐	献立が作成されていない。	
			☐	☐	☐	献立に従った調理が適切に行われてい ないことがある。	

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	自己チェック			指導監督基準を「満たしていない」と判断する基準	調査時に確認する 主な資料
			満たす	満たさない	該当なし		
7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保	【乳幼児の健康状態の観察】 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けていますか。	☐	☐	—	十分な観察が行われていない。	・連絡帳 ・健康状態を記録した書類 ・与薬に関する書類（与薬依頼票など）
		※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	☐	☐	—	保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。	
		降園の際、登園時と同様の健康状態の観察を行っていますか。 保護者へ乳幼児の状態を報告していますか。	☐	☐	—	十分な観察が行われていない。	
			☐	☐	—	注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	
	【乳幼児の発育チェック】 ※定期的な利用のない乳幼児は対象外	身体や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っていますか。	☐	☐	☐	基本的な発育チェックを全く行っていない。	・身長・体重等の発育状況を記録した書類
			☐	☐	☐	基本的な発育チェックを毎月行っていない。	
	【乳幼児の健康診断】 継続して保育している乳幼児の健康診断を利用開始時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施 ※定期的な利用のない乳幼児は対象外 ※自主点検表（新規施設用）別紙も記入し提出	乳幼児の健康状態の確認のため、利用児の健康診断はなるべく利用決定前に実施し、未実施の場合は利用開始後直ちに行っていますか。	☐	☐	☐	利用開始時に実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断の結果の提出がある場合等は、これにより利用開始時の健康診断がなされたものとみなす。	・健康診断受診項目一覧 ・健康診断書又は母子健康手帳の写し ・健康診断の状況を記録した書類（児童台帳など） ・利用者に対し健康診断の受診を案内した書類
		1年に2回の健康診断を実施する体制を整備していますか。（おおむね6月毎に実施） ※施設において直接実施できない場合は、保護者からの健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	☐	☐	☐	全く体制が整備されていない。	
			☐	☐	☐	1年に2回実施する体制が整備されていない。	
			☐	☐	☐	健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	
			☐	☐	—	緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧を作成していない。	
			☐	☐	—	職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	
	【職員の健康診断】	職員の健康診断を労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則に基づき採用時及び1年に1回実施していますか。	☐	☐	☐	採用時の健康診断を実施していない。	・健康診断書 ・検便の結果を記録した書類
			☐	☐	☐	1年に1回実施する体制が整備されていない。	
		調理・調乳に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施する体制を整備していますか。	☐	☐	☐	おおむね月1回の検便が実施できる状況にない。	
	【医療品等の整備】	必要な医薬品その他の医療品が備えられていますか。 [最低必要なもの] 体温計、水まくら等、消毒薬、絆創膏類	☐	☐	—	左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。	※目視、聞き取りにより確認

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	自己チェック			指導監督基準を 「満たしていない」 と判断する基準	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし		
7 健康管理・安全確保	【感染症への対応】	感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示していますか。	☐	☐	—	対応が適切ではない。	・ かかりつけ医とのやりとりを記載した書類 ・ 治癒証明書の書式
		再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めていますか。	☐	☐	—	治癒の判断をもつばら保護者に委ねている。	
		歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されていますか。	☐	☐	—	洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。	
	【乳幼児突然死症候群に対する注意】 ※三重県推奨時間 乳児、1歳児…5分おき 2歳児～就学前…10分おき	睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していますか。	☐	☐	—	保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	・ 午睡チェックを行った記録簿
		乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせていますか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であることから、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。	☐	☐	—	乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	
		保育室では禁煙を厳守していますか。	☐	☐	—	保育室内で喫煙している。	

指導基準	調査事項	調査内容	自己チェック			指導監督基準を「満たしていない」と判断する基準	調査時に確認する 主な資料
			満たす	満たさない	該当なし		
	【安全確保】 受講した研修や予定している研修を記入 ・ 年 月 日 ・ 年 月 日 ・ 年 月 日 ・ 年 月 日	施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定していますか。また、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施していますか。	☐	☐	—	安全計画が策定されていない。	・安全計画 ・安全計画に定める研修及び訓練の実施内容が分かる書類 ・職員や保護者への周知書類 ・登降園管理マニュアル ・児童の所在確認の方法が分かる書類 ・損害賠償保険の加入を証明する書類 ・事故を防止するための対策が分かる書類
			☐	☐	—	保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。 （例）ピアノ、空気清浄機、棚の上の文具等の転倒・落下防止策が取られていない。 施設外の移動経路の安全確認や、職員間で安全対策の共通認識を持っていない。 登降園の管理ができていない。	
			☐	☐	☐	※※車両での送迎を行っている場合※※ 送迎マニュアルがない。	
		職員に対し、安全計画について周知していますか。また、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施していますか。 その体制が整備されていますか。	☐	☐	—	職員に対し、安全計画について周知されていない。	
			☐	☐	—	安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。 体制が整備されていない。	
		保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。	☐	☐	—	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	
		事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っていますか。	☐	☐	—	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	
		プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしていますか。	☐	☐	☐	専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	
		児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応していますか。	☐	☐	—	誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。	
		窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施していますか。	☐	☐	—	定期的な点検が行われていない。	
		不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備していますか。	☐	☐	—	囲障はあるが、施錠等が不十分。	
		児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を行うときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していますか。	☐	☐	☐	点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	自己チェック			指導監督基準を 「満たしていない」 と判断する基準	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし		
8 利用 者 へ の 情 報 提 供	【施設及びサービスに関する内容の 掲示】	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示していますか。	☐	☐	—	全く表示されていない。	※目視、聞き取りにより確認
		① 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ② 建物その他の設備の規模及び構造 ③ 施設の名称及び所在地 ④ 事業を開始した年月日 ⑤ 開所している時間 ⑥ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 ⑦ 入所（利用）定員 ⑧ 保育士その他の職員の配置数又はその予定 ⑨ 設置者及び職員に対する研修の受講状況 ⑩ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑪ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑫ 緊急時等における対応方法 ⑬ 非常災害対策 ⑭ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑮ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	☐	☐	—	左記①～⑮の事項について、次のいずれかに該当する。 ・ 掲示内容が不十分 ・ 掲示の仕方が不十分 ・ 掲示する事項が不足	
	【サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付】	下記の事項について、利用者に書面等による交付をしていますか。	☐	☐	—	全く交付されていない。	・ 利用者に交付する契約に関する書類
		① 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ② 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ③ 施設の名称及び所在地 ④ 施設の管理者の氏名 ⑤ 当該利用者に対し提供するサービスの内容 ⑥ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑦ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑧ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	☐	☐	—	左記①～⑧の事項について、次のいずれかに該当する。 ・ 交付内容が不十分 ・ 交付の仕方が不十分 ・ 交付する事項が不足	

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	自己チェック			指導監督基準を 「満たしていない」 と判断する基準	調査時に確認する <u>主な資料</u>
			満たす	満たさない	該当なし		
	【サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容の説明】	当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明を行っていますか。	☐	☐	—	説明が行われていない。	・利用者に配布する資料（入園案内など）
			☐	☐	—	説明はされているが、内容が不十分。	
9 備える帳簿等	【職員に関する帳簿等の整備】	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿等が備えられていますか。	☐	☐	☐	確認できる帳簿等が備えられていない。	・労働者名簿 ・賃金台帳 ・雇用、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類（※） ※例 ・出勤簿、労使協定の協定書、労働時間の記録に関する書類（残業命令書等）、退職関係書類、休職関係書類 など
			☐	☐	☐	整備内容が不十分。	
		労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等がありますか。 ・労働者名簿（労働基準法第107条） ・賃金台帳（労働基準法第108条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）	☐	☐	☐	帳簿等の整備状況が不十分。	
	【在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備】	在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等がありますか。	☐	☐	—	確認できる帳簿等が備えられていない。	
			☐	☐	—	整備内容が不十分。	

※該当か所に☑をつけてください。

○園児健康診断計画 定期的な利用のある乳幼児: ☐有り(下記①、②も記入)
☐無し(記入不要)

①【年2回の健康診断実施予定月】

_____月 _____月

②【実施方法】

☐嘱託医の来園により実施

嘱託医の名称: _____

所在地: _____

☐保護者から健康診断書または有効期限内の母子手帳の写しの提出

《保護者への依頼方法》複数回答可

☐重要事項説明書、パンフレットで周知

☐園だより、連絡帳で周知

☐掲示で周知 ☐口頭で周知

○救急救命講習受講計画

(職員全員の受講が望ましいですが、全員が受講できない場合には講習を受講した職員が1人以上勤務するように配置してください。)

☐過去2年以内に受講済み

直近の受講年月日: 年 月 日

受講者: _____

※事故発生時に適切な救命処置ができるよう、定期的な訓練の受講が必要です。
 今後も定期的な訓練の受講をお願いします。

☐未受講だが、予約済

受講予定日: 年 月 日

予約先: _____

受講予定者氏名: _____

☐今後予約を取り受講予定

※立入調査の際に実施や予約の確認ができなければ基準を満たさない施設となり、条件付き無償化の対象から外れる事となります。
 早急に実施ができる様に受講予約をしてください。

